

令和2年11月

第2回臨時会会議録

亀山市議会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【11月11日】

1 森 英之（結） 6～11ページ

議案第74号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

1 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、備品購入費の増額補正について

(1) 小中学校等へのサーモグラフィー機器の整備について

議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

1 第1款 事業費、第1項 業務費、第1目 管理費、使用料賦課徴収費の増額補正、及び第2表 債務負担行為補正 追加 農業集落排水処理施設使用料コンビニ収納代行業務委託料について

(1) 農業集落排水処理施設使用料の納付方法の変更について

議案第76号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について

1 収益的支出 第1款 病院事業費用、第1項 医業費用、第2目 材料費、及び第3目 経費、並びに資本的支出 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 建設費、及び第2目 固定資産購入費の増額補正について

(1) 亀山発熱検査外来の設置について

(2) オンライン面会の環境整備について

2 今岡翔平（スクラム） 12～17ページ

議案第74号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正について

(1) 利用料の減収に見合った補助がされるのか

2 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、備品購入費の増額補正について

(1) 小中学校等へのサーモグラフィー機器の整備について

議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

1 第1款 事業費、第1項 業務費、第1目 管理費、使用料賦課徴収費の増額補正、及び第2表 債務負担行為補正 追加 農業集落排水処理施設使用料コンビニ収納代行業務委託料について

(1) 農業集落排水処理施設使用料の納付方法の変更について

3 福沢美由紀（日本共産党） 17～23ページ

議案第74号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第8号)について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費における修繕料の増額補正について

(1) 小中学校等における手洗い場などの水栓改善について

議案第76号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算(第3号)について

- 1 収益的支出 第1款 病院事業費用、第1項 医業費用、第2目 材料費、及び第3目 経費、並びに資本的支出 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 建設費、及び第2目 固定資産購入費の増額補正について

(1) 亀山発熱検査外来の創設について

(2) オンライン面会の実施について

4 櫻井清蔵（勇政） 23～28ページ

議案第74号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第8号)について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第3目 保育所費、第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費における修繕料の増額補正について

(1) 小中学校等の手洗い場などの水栓改善に係る補正予算額1,940万円の内訳等について

- 2 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、備品購入費の増額補正について

(1) 小中学校等へのサーモグラフィー機器の整備について

令和2年11月11日

亀山市議会臨時会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和2年11月11日（水）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案第74号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について
第 5 議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
第 6 議案第76号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
第 7 報告第17号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	佐久間 利夫 君
健康福祉部長	古田 秀樹 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	宮崎 哲二 君	危機管理監	服部 政徳 君
総合政策部次長	青木 正彦 君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村 俊孝 君
健康福祉部次長	伊藤 早苗 君	産業建設部次長	亀淵 輝男 君
生活文化部次長	谷口 広幸 君	産業建設部参事	久野 友彦 君
産業建設部参事	田所 学 君	健康福祉部参事	豊田 達也 君

会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから令和2年第2回亀山市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、

6番 尾崎邦洋 議員

14番 前田耕一 議員

の両名を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から明日12日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

会期は本日から明日12日までの2日間と決定しました。

次に、日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますのでご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び令和2年度定期監査結果報告書が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第4、議案第74号から日程第7、報告第17号までの4件を一括議題といたします。
市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第74号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2,460万円を減額し、補正後の予算総額を280億5,591万5,000円といたしております。

今回の補正予算は、新たに取りまとめました新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ第5弾に係る事業費及び三重とこわか国体に係る予算の減額を計上いたしております。

まず、新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージの3本柱のうち、今回の補正予算に計上いたしております子どもと生活の支援及び感染拡大の防止とウイズコロナ対策について、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

子どもと生活の支援でございますが、民生費につきましては、利用料が減収となった放課後児童クラブ運営者に交付する補助金等を計上し、教育費につきましては、発熱兆候者を感知するサーモグラフィー機器の購入費を計上いたしております。また、民生費及び教育費に、小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園における手洗い場などの蛇口の取替えを行う経費や歯鏡などの健康診断用器具の購入費を計上いたしております。

次に、感染拡大の防止とウイズコロナ対策でございますが、衛生費につきましては、市立医療センターに創設する亀山発熱検査外来及びオンライン面会の実施に係る財源として病院事業会計への繰出金などを計上いたしております。また、農林水産業費につきましては、農業集落排水処理施設使用料の納付方法の多様化を図るための財源として、農業集落排水事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

次に、それ以外の補正予算でございますが、教育費において、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった三重とこわか国体ウエートリフティング競技リハーサル大会への補助金を減額いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援交付金を増額し、県支出金につきましては、三重とこわか国体競技別リハーサル大会運営費補助金を減額いたしております。また、繰入金につきましては、今回の補正予算に係る財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いたしております。

次に、議案第75号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ280万円を追加し、補正後の予算総額を4億9,430万円といたしております。

主な補正内容は、感染リスク低減を図るため、農業集落排水処理施設使用料の納付方法の多様化に係るシステム改修の経費を計上し、財源として一般会計繰入金を計上いたしております。また、業務委託料に係る債務負担行為の追加を併せて計上いたしております。

次に、議案第76号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、

収益的収入及び支出にそれぞれ210万円を追加し、補正後の予定額を19億590万円といたしております。

また、資本的収入及び支出にそれぞれ400万円を追加し、補正後の予定額を資本的収入が1億2,084万円、資本的支出が1億6,640万円といたしております。

主な補正内容は、収益的支出において、亀山発熱検査外来の運営経費及び検査用仮設ハウスの設置に係る経費などを計上し、収益的収入において、その財源として一般会計からの業務委託料及び補助金を計上いたしております。

また、資本的支出において、発熱検査外来やオンライン面会の実施に必要な院内の環境整備に係る工事費及び機械備品の購入費を資本的収入において、その財源として一般会計からの出資金及び補助金を計上いたしております。

以上が一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第17号専決処分の報告についてでございますが、亀山市アイリス町地内において発生した庁用車両における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和2年10月26日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、今議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和2年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、議案第74号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）、議案第75号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第76号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について、関連をいたしますので併せて補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として取りまとめさせていただきました緊急政策パッケージ第5弾に関する内容が主なものでございます。

それでは、緊急政策パッケージ第5弾に関しまして、今回の補正に計上いたしました子どもと生活の支援と感染拡大の防止とウイズコロナ対策について、予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧いただきながら、主なものについて順次ご説明をさせていただきます。

まず、子どもと生活の支援でございますが、9ページをお開きください。

上段の第3款民生費、放課後児童クラブ運営費428万円につきましては、小学校の臨時休業による放課後児童クラブの利用自粛に伴い、利用料が減収となった放課後児童クラブ運営者へ交付する補助金等を計上いたしました。

次の保育所費の一般管理費、消耗品費29万円、その下の施設管理費、修繕料650万円、11ページをお開きいただきまして、中段の第10款教育費、小学校費の一般管理費、消耗品費120

万円、施設管理費、修繕料760万円、その下段の中学校費の一般管理費のうち消耗品費53万円、備品購入費117万円、施設管理費、修繕料240万円、おめくりいただいて13ページでございますが、上段の幼稚園費の一般管理費、消耗品費23万円、施設管理費、修繕料290万円につきましては、まず消耗品費の合計225万円は、歯鏡や消毒盤など健康診断用器具の購入費を、それから修繕料の合計1,940万円につきましては、手洗い場などの蛇口への接触機会を低減するため、水栓を小・中学校についてはレバー式に、幼稚園、保育園、認定こども園につきましては一部センサー式に取り替える経費を盛らせていただきました。それから、備品購入費の117万円につきましては、学校行事等における来訪者の中から発熱兆候者を感知するためのサーモグラフィー機器の購入費を計上いたしたところでございます。

次に、感染拡大の防止とウイズコロナ対策でございますが、申し訳ございませんが、お戻りいただきまして9ページをお願いいたします。

下段の第4款衛生費、救急医療対策費の業務委託料120万円、次の病院事業への繰出金490万円につきましては、病院事業会計の補正財源として計上いたしました。

その病院事業会計の補正内容でございますが、27ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、下段の病院事業費用210万円につきましては、従来のPCR検査に加え、抗原検査も実施できる亀山発熱検査外来に係る経費でございますが、仮設ハウスの設置費用や市委託事業で実施する小児に対する検査経費として、小児科医師への報償費などを計上し、上段の病院事業収益において、その財源となる一般会計からの業務委託料及び補助金を計上いたしたところでございます。

次の28ページ、資本的収入及び支出でございますが、下段の資本的支出400万円につきましては、亀山発熱検査外来の設置に伴う病院総合情報システム無線LAN増設工事やオンライン面会の実施に伴う院内のWi-Fi環境増設工事、またそれらに必要な診察台やパソコンなどの機械備品費を計上いたし、上段の資本的収入においてその財源となる一般会計からの出資金及び補助金を計上いたしました。

お戻りいただきまして、11ページをお願いいたします。

上段の第6款農林水産業費、農業集落排水事業の繰出金280万円につきましては、農業集落排水事業特別会計の補正財源として計上させていただきます。

その農業集落排水事業特別会計の補正予算の内容でございますが、23ページをお開きください。

歳出ですが、第1款事業費、使用料賦課徴収費280万円につきましては、農業集落排水処理施設使用料の納付時の感染リスク低減のために納付方法の多様化を図るもので、スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス化及びコンビニ収納の導入のためのシステム修正委託料を計上し、その財源として21ページの第4款繰入金、一般会計繰入金280万円を計上いたしたところでございます。

なお、本委託料につきましては、16ページでございますが、第2表 債務負担行為補正において、農業集落排水処理施設使用料コンビニ収納代行業務委託料の追加をいたしております。

お戻りいただきまして、13ページをご覧ください。

緊急政策パッケージ以外の補正予算でございますが、第10款教育費、下段の国民体育大会開催事業6,060万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

三重とこわか国体ウエートリフティング競技リハーサル大会への補助金を減額いたしましたところがございます。

続きまして、歳入でございますが、何遍もお戻りいただきますが、7ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金、子ども・子育て支援交付金140万円、次の第16款県支出金、地域子ども・子育て支援事業費補助金140万円につきましては、利用自粛に伴い利用料が減収となった放課後児童クラブ運営者に交付する補助金等の財源として計上いたしましたところがございます。

次の三重とこわか国体競技別リハーサル大会運営費補助金1,838万6,000円の減額につきましては、ウエートリフティング競技リハーサル大会の中止に伴い減額いたしました。

下段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金901万4,000円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしました。

以上で、一般会計及び農業集落排水事業特別会計並びに病院事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第74号から議案第76号まで及び報告第17号の4件に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするための説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

おはようございます。

会派結の森 英之でございます。

議案質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第74号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、備品購入費の増額補正についてでございます。小・中学校等へのサーモグラフィ機器の整備についてということで一つ確認させていただきたいんですが、小・中学校等へということでございます。小・中学校といたしますと14校でございます。補正額としましては117万ということで計上されておりますけれども、14校全てに配置されるのか、この配置の目的と14校全てに配置されるのかということを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

おはようございます。

今回計上させていただきましたサーモグラフィ機器につきましては、各中学校区に1台ずつ、

合わせて3台を配置し、必要に応じて各小学校などへ貸出しをするように予定をしているところでございます。また、目的といたしましては、まずは発熱兆候者の円滑なる把握ということを目的としているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ということになれば、今現在、児童・生徒等に対応するわけではなくて、保護者等を含めて一定の外部の方が一定人数来られるイベント等に使用されるということかと思うんですけれども、3台ということであれば、当然日程をある程度分散させる必要があると思いますが、その3台で十分対応が可能なのか、そこを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

児童・生徒につきましては、毎日自宅で検温し、健康観察表に記入するように指導しておりますことから、このサーモグラフィー機器につきましては、毎日の登校時の検温に使用するものではなく、おっしゃられましたように児童・生徒以外の方が一定時間滞在される体育祭、またPTAの会議、就学時の健康診断、並びに学校などで開催されます地域行事、こういった場合において必要に応じて使用することを想定しているものでございます。また、測定の誤差もありますことから、使用に当たっては職員が立ち会い、必要に応じ手持ちの非接触型体温計で再度測定するなどの運用も併せて進めていくところになろうかと考えております。

先ほどご指摘いただきましたように、この3台でということですが、日常的に使用するものではなく、学校行事等に必要に応じてするものでありますので、そういった状況に応じてお互いに学校間でのやり取りの中で運用していくということで、3台で充足していると考えたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

3台を有効に14校でうまく使っていくということでございました。私もPTAの役員として学校に訪れることが複数回ございました。そういった中で、一定人数来訪者があるというイベント等で使うということは非常に効率もいいかと思っておりますので、ぜひ有効に使っていただきたいというふうに思います。

続いて、議案第75号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1款事業費、第1項業務費、第1目管理費、使用料賦課徴収費の増額補正及び債務負担行為補正、追加、農業集落排水処理施設使用料コンビニ収納代行業務委託料についてでございます。

農業集落排水処理施設使用料の納付方法の変更についてでございます。こちらは、既に本年4月から実施されて行われております市県民税、あるいは固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、それから水道料金等の支払い、これも既にスマホ等での支払いができるようになって

ございます。それに同じに倣って、この農業集落排水処理施設使用料の納付についても追加をするという考えで間違いなかったでしょうか、確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

議員ご所見のとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

私がちょっと説明してしまったところがありますけれども、市長の今日の提案説明でもございましたが、納付方法の多様化ということかと思えます。新型コロナウイルス感染もあって、その感染拡大防止という観点から、接触機会を減らすという大きな意味もあると思えますし、納付方法の多様化としましても、例えば、現在多くの方が口座振替で納付されていると思えますが、これは意図なく口座に残高がなくて支払いができなかったということに陥った場合に、当然支払いをしていただく必要がある中で納付書を送っていただいていると思えます。その納付書についても、口座振替をされている方の支払い督促等の納付書についても、いわゆるキャッシュレスでのお支払いが可能になるという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

はい、利用可能でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ともすれば、そういったとおり、市民の方の意思に反して納付ができなかった場合にも、コンビニを使い、あるいはキャッシュレスで、スマートフォンを使いながら、自宅にいながら納付ができるということで非常に利便性も上がると思えます。ぜひ、既に4月から実施されております市税を含めて、さらにその利用が進むようにまた周知のほうも、これは当然導入のときにされていると思えますが、今回改めて農業集落排水処理施設使用料の納付方法の変更についてというタイミングをもって周知をしっかりとお願いしたいと思えます。

続いての質問に移らせていただきます。

議案第76号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算についてでございます。

収益的支出、第1款病院事業費用、第1項医業費用、第2目材料費及び第3目経費、並びに資本的支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目建設費及び第2目固定資産購入費の増額補正についてでございます。

まず、亀山発熱検査外来の設置についてでございますが、こちらについては、既にPCR外来検査センターというのを設置しておりますけれども、改めて亀山発熱検査外来の設置に至ったという、その目的を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

おはようございます。

三重県では、この11月2日から、インフルエンザ流行に備え、発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談すること、また相談する医療機関に迷う場合には、保健所の受診相談センターに相談することとされたところでございます。議員お尋ねの今回の亀山発熱検査外来の設置につきましては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、簡易かつ迅速にこれらの検査ができるよう、亀山医師会と協議の上で本市の医療体制の充実を図ろうとするものでございます。

指定医療機関、診療検査医療機関とも言いますが、この機関としてインフルエンザウイルスの検査とコロナウイルスの抗原検査を実施できる市内の開業医の先生方は全体の約3割程度と聞き及んでおるところでございます。そこで、指定医療機関ではない開業医さんのフォローをするため、完全予約制で医療センターが検査依頼を受け、実施しようとするものであります。成人だけでなく、小児についても市から委託を受け、医師会の協力を得て、検査を行っていくこととしています。

なお、成人につきましては医療センターの医師が対応し、小児につきましては、亀山医師会を通じて小児科医の対応をお願いしておるところでございます。

また、医療センターの発熱患者の対応につきましては、全てこの亀山発熱検査外来で行うことといたします。それにより、他の患者とは時間、場所を区別して診察を行うことになり、院内の感染リスクの軽減を図ろうとするものであります。今回の補正予算は、この発熱検査外来を開設するに当たり、仮設ハウスの設置や病院情報システムの無線LANの増設、診察台等の備品購入、派遣された小児科医の報酬の費用となります。これらの増額補正をお願いするものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

非常に気温も下がってまいりました。季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されるという中で、早く検査結果が出る抗原検査を導入するという判断に至ったということであろうかと思えます。私、非常にこの判断は的確でないかというふうに思います。その中で、今ご説明いただきました市内の医療機関となるのは全体の3割程度ということでした。そのところから依頼があった分を医療センターで受けるということ。それから、医療センターで受診いただいた方に関しては全て医療センターで検査をするということであったと思います。その中で、実際の運用方法、開設時間等はどのようなことで運用されていくのか、確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

今回の亀山発熱検査外来の運用でございますが、開設日は11月16日を予定いたしております。開業医さんからの依頼につきましては、成人については当日の12時まで、小児については当日の

1 1 時 3 0 分までの完全予約制となっております。また、運用時間は、成人につきましては月曜日
から金曜日の午後 2 時から 4 時まで、小児につきましては火曜日と金曜日の午後 1 時から 2 時まで
といたします。この亀山発熱検査外来では、市内開業医さんからの依頼を受けて、新型コロナウイルス
の抗原検査等を実施するとともに、医療センターの発熱患者の診察等を行うことといたしましたも
のでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3 番（森 英之君登壇）

1 点確認させていただきたいんですけども、今回小児の方も対象にということで受け入れると
いう判断をしたということであると思いますが、小児を受けることになった判断というか経緯とい
いますか、そこを確認させていただけますか。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

現在、小児におかれましては、インフルエンザの予防接種等で 2 回打たなければなりませんので、
各小児科医さんは大変な状況にあります。それで、小児については、熱を出す子供さんがたくさん
見えるということで、その違いが検査をしないと分からないということもございまして、市内の開
業医さんのフォローをするために、こういう医療センターで受けることといたしました。しかし、
小児の患者さんは症状が変化するのが激しいということもあって、検査だけ医療センターでさせ
ていただいて、後のフォローは開業医の小児科の先生方で行っていただくような形で取りまとめたも
のでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3 番（森 英之君登壇）

よく分かりました。懸念される不安をとといいますか、事項を少しでも軽減するという事の中で
判断されたということで認識させていただきました。季節性インフルエンザの同時流行が懸念され
る中で、市民の方が少しでも安全に生活できるように、こちらのほうも PR をさせていただきたいと
いうふうに思います。

続いて、オンライン面会の環境整備についてでございます。

こちらのオンライン面会ということは、これは当然ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防
止を踏まえて、直接の接触をなくして面会をするというシステムの導入ということを認識しており
ますけれども、この運用方法、具体的にはどういう形でされるのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療センターでは、感染防止の観点から、これまで一部許
可していた入院患者の面会につきまして、8 月 3 日から全病棟にて面会禁止とさせていただいてお
ります。まだまだ面会を解除できる状況ではございませんが、患者様やご家族の不安な気持ちを少

しでも緩和させていただくことを目的に、このたび2階の病室と1階面談室などにて、タブレット端末によるオンライン面会を実施しようとするものでございます。今回の補正予算につきましては、オンライン面会を実施するため、院内のW i - F i 環境整備工事とタブレット端末等の備品を購入するための増額補正でございます。

オンライン面会の場所でございますが、患者につきましては入室している個室、あるいは2階デールーム内のパーティションで仕切られたスペース等で行い、一方、家族等の面会者につきましては、1階正面玄関横の面談室、あるいは1階外来内科診察室で面会用タブレットを使用して行うことといたします。オンライン面会は予約制とし、面会日は月曜日から金曜日までの午後2時と2時半の2回とし、面会時間は1回10分程度で、西病棟と東病棟合わせて1日4件を予定しております。病院内のW i - F i 環境を整え、まずは病院内での運用といたしますが、今後におきましては、例えば県外など遠方の家族の方が来院せずに自宅と病院をオンラインで結ぶ面会方法についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

個室では当然限られた空間がありますので、そこでできるというのは、患者の方が部屋から出ることなくできるということで非常にメリットがあると思います。ただ、大部屋の方、先ほどたしかデールームということで面会をされるという答弁があったと思いますけれども、大部屋を利用されている方のプライバシーについては配慮される環境があるのか、確認させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

大部屋に入室しておられる方のプライバシーへの配慮というご質問でございます。

大部屋の患者のオンライン面会につきましては、その患者様の状態に応じて、空き個室の利用であるとか、また他の患者が往来しないスペース等でパーティション等を活用しながら、プライバシーに配慮しながら対応を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

やはり入院されている方、患者さん、それからそのご家族の方も面会ができないというのは何とも不安に感じますし、病院にいてもストレスがたまる一方といたしますか、そういう環境に陥りやすいということかと思えますので、このオンライン面会というのも非常に大きなメリット、効果が出るんじゃないかというふうに思えます。ぜひ進めていただきたいというふうに思えます。新型コロナウイルス感染対策の緊急政策パッケージ第5弾を見させていただきますと、季節性インフルエンザとの同時流行を控えた中での対応ということで、非常に的確なメニューがそろっているかと思えます。しっかり進めていただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

通告に従い質疑をさせていただきます。

まず、議案第74号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）についてということです。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の増額補正についてというところですが、財務課からいただいた概要には、小学校の臨時休業による放課後児童クラブの利用自粛に伴い利用料が減収となった放課後児童クラブ運営者への補助等を行うというふうにあるんですけども、主に2月、3月の一斉休校から、放課後児童クラブというのは、言葉を選ばずに言うと、結構いろんな状況に振り回されてしまっているような状況だと思うんですけども、まずこの補助というのは、どの時期の臨時休業の対応に当たるのかなど概要を伺います。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

今回の支援の概要は、放課後児童クラブの運営費用について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市が4月16日から5月31日にかけて行った利用自粛要請の期間において、自粛に伴い減収となった利用料相当分をクラブに対して運営支援するものでございます。支援額としましては、公設の9施設に対し指定管理料の170万円を、民設の10施設に対し補助金258万円を計上いたしております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

4月16日から5月31日までの休校に対してということなんですけれども、市のほうから要請を行っているわけなんですけど、4月、5月の時点でこの対応というのはできることは分かっていたんでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

当初からこのような対応を見込んでいたのかということですので、今回の利用自粛要請に伴う利用料の扱いにつきましては、その開始時においては前例のないことでもあり、国からもその影響への対応方針は示されておりました。しかしながら、本市としましては、感染拡大防止のため、小学校の臨時休業期間に併せ、市から利用者に対して利用自粛をお願いしてきたものであり、利用者の事情によるものとは前提が異なりますことから、利用料の減収に対しては何らかの形での支援を行う考えでありましたので、その旨の方針をお伝えしてきたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

私もお伺いしたんですけど、国からのお金の話というのは結構正直遅かったと。今もう11月なんですけど、この時期になってはつきりしてきたということなんですけど、市のほうでは、財源はちょっと状況は分かんないけれども、何とかはしたいということを各児童クラブのほうには伝えていただいていたというのは伺っております。

では、実際問題、減収したという状況について、さっき公設、民設それぞれ上げていただきましたけれども、何か施設によって申請状況が違うということなんですけど、中には申請をしていないというようなところもあったということなんですけど、まず各減収状況をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員おっしゃっていただいたように、減収状況は各クラブそれぞれ状況が違うところがございます。それぞれの対応がありましたもので、各クラブの期間中の自粛による利用料の減収額の報告をいただき、今回報告のありました減収額の全額を予算計上いたしております。利用料の落ち込みにつきましてしっかりと対応しているものと考えているところです。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちょっと気になるのが、申請をしなかったとか、この補助を受けなかったというところが気になる場所なんですけど、この申請、減収しているからこれだけ下さいというような申請というのは、平たく言うと各児童クラブさんが遠慮せずにできるような状況だったのかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

利用料の減免による減収の報告につきましては、市からの文書による照会の際に、国においても利用料補助が制度化されたことを踏まえて、遡った日割り減免も対象となることなども詳細にお示ししまして、またクラブによって状況が異なりますことから、必要に応じてその都度協議をさせていただくなど、今回の支援に関するクラブのほうの理解も得られていることから、各クラブが減免した分については適切に報告されたものと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほど答弁もありましたけれども、かなり部局のほうからも出さんでいいの、もらわんでいいのというようなぐらいいしかり言っていただいたというようなことは聞いております。放課後児童クラブに関してこれまでいろいろ補助だったり、今回以外にも出ていたりするんですけども、聞いたところによると、あまり使い勝手がよくないといいますか、用途が限られているというのが結構大変やなという話も聞いたりするんですけども、今回のこの運営費の補填というのは、つまり何

にでも児童クラブさんのほうで使っていただけるものなのかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

クラブさんの運営費として使っていただけます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

何でも使えるというか、放課後児童クラブさんの非常に融通の利くような補助がされたというふうに認識いたしました。

それでは、次のサーモグラフィー、第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、備品購入費の増額補正のほうに入っていきたいと思います。

森 英之議員からも質疑はあったんですけども、各中学校に1台ずつ3台、概要には幼稚園、保育所、認定こども園の各種行事ということは、中学校費でこのサーモグラフィーを買って、ほかのこういった概要に書かれている施設にも貸し出していくと。だから予算計上というのは中学校費のほうでしかされていないということなんですけれども、数の問題、そもそもという議論はあったので、今度、このサーモグラフィー自体の性能といいますか相場というのは大体どんなものなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在のコロナ禍において、サーモグラフィー機器は用途や機能等により様々なものが販売されているところでございます。機能によりまして数十万円前後のものから数百万円のものまでございますが、今回購入を想定しておりますのは、個々の方を検温し、顔認証やパソコンと接続して記録ができる、そしてまたマスクの着用というものについての機能も有するもので、1台約35万円を見込んでいるものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

この3台というのに対して本当に足りるのか、1台三十数万円ということなんですけれども、本当に数が足りるんですかねというところなんですけど、中学校に基本は管理してもらうものなのかということと、あと各中学校に置く場合、例えば私、亀山南小学校区なんですけど、亀山南小学校は亀山中学校からしか借りられないとか、学校区による縛りというのはあるんでしょうか。管理と学校区の縛り、2点お伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず管理につきましては、基本的には配置する中学校に委ねてまいりたいと考えております。使

用調整や保管に関することなどは各学校にお願いし、破損の対応、そして機器の更新などは教育委員会が担うものと考えているところでございます。

それから、学校区での縛りについてでございますが、小・中学校などで共有使用中で、中学校区ごとに配置をということは考えておりますが、学校区ごとで使用を制限するものではございません。行事等の開催に合わせて3台のサーモグラフィー機器を市内全ての小・中学校などが円滑に活用できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

さっきの中学校に管理をお願いするということなんですが、中学校にも、イメージなんですけど、ひっきりなしにサーモグラフィーについての問合せが来て、割とちょっとした業務になるのかなと思うんですけども、中学校に管理を任せるとするのは適切ですか。買ってしまった後は、教育委員会は、壊れたり、この機器を調整するまでは特に立ち入らないということによろしかったですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この機器につきましては、日常の学校生活において児童・生徒の検温とか、そういったものに活用するというものではございません。特に、やはり行事等における来訪者を対象として、必要に応じて使用するものでございます。また同時に、非接触型体温計も使ってのこととなりますので、先ほどの繰り返しになりますが、必要に応じてということになりますので、毎日のようにということではないだろうという想定の下での導入でございます。また、そういったものでございますので、日常的な保管というものについては学校のほうでお願いをし、実際に学校で使うものでございますので、まず中学校に置いていただくということでもいいかというふうに考えたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

もう一つ気になるのが、先ほどから繰り返される必要に応じてということなんですけれども、これはもう各小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園の判断、それぞれの自己判断になるということですかね、何か基準はあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

基本といたしましては、先ほども申し上げました行事等で使用ということでございますので、その人数でありますとか、どういった方々がお見えになるのかというところでそれぞれの学校等で判断していただくことになるかと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちょっともう少し買ってもいいんじゃないかなというような思いは残るんですけども、非接触型体温計と一緒に併用して、念には念を入れてというニュアンスで買っていてというふうなものですのでしっかりと。やはり学校現場が管理するということへの負担の心配というのもあるんで、教育委員会のほうからも配慮というのはいadakいたいものかなと思います。

続いて、議案第75号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてというところなんですけれども、概要に書かれている内容としては、感染リスクの低減を図るため、農業集落排水処理施設使用料の納付方法の多様化、スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス化及びコンビニ収納の拡充ということなんですけれども、内容というよりは、これは市長にお伺いしたいんですけども、すごく気になったのが、これは本当に新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージというものに該当する予算なのかなと。スケジュールとして、この議会に上げなきゃいけないとか、補正予算の中に組まなきゃいけないというのは分かるんですけども、新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージというラベリングが本当に必要な予算だったのかと。

私たちもやっぱり審議をする上で、本当に新型コロナウイルス感染症対策って非常事態なので、やはり通常の予算であるのか、それとも非常時なのかということで審議の考え方が変わってくると思うんですけども、改めて、今後の緊急政策パッケージって続いていくと思うんで、この予算と緊急政策パッケージについての考え方について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この新型コロナ禍におきまして、市民の皆様それぞれ、感染防止のために大変ご尽力をいただいております。未知のウイルスということで様々な分からない中、不安もあったかと思っておりますし、現状でも社会経済活動との両立という中で様々な悩みとか課題を持ちながら生活をいただいております。そういう中であって、市民の皆様からいわゆる接触機会を低減するためにスマートフォン決済での納付、こういうご要望も日々上がってきていただいております。市としてもしっかり認識をさせていただいてまいりました。このことから、提案説明でも申し上げましたが、納付方法を多様化し、支払い方法の選択肢を増やすことは、新型コロナウイルスの感染リスク低減が図られて、使用者のニーズに応えることができるというふうに考えておまして、今回新型コロナウイルス感染症への緊急対策として、スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス化及びコンビニ収納の導入を図ろうとするものでございます。

このスマートフォン決済及びコンビニの収納を導入するに当たりましては、今回予算で提案しておりますシステム改修が必要になってまいります。このシステム改修等の準備の期間に約4か月程度の日数を要しますことから、来年、令和3年度の4月から、最短4月からスタートということになりますと4か月間、この議会で予算を議決いただいた後、これでもタイトな日程でございますけれども、このシステム改修等の準備に急ぎ入ってまいりたいと考えておりますことから、この機会に緊急対策として臨時議会に提案をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ほかの会計でももうスマートフォン決済、コンビニ収納なんかの対応というのはされている中で、いろんな事情、例えば該当する方が少ない、母数が多くないということで残されていたりとか、いろんな事情はあった中で、なぜかこのタイミングで、別にこの議会に上げるなどという意味ではなくて、本当にコロナ対策緊急政策パッケージなんですかと。これから第6弾、第7弾と続いていくと思うんですけども、やはり執行部の中で吟味に吟味を重ねられた上でこのパッケージで出てくる中で私たちは審議していくものだと思っていますので、ちょっと疑問に感じた部分に関して質疑を試みた次第です。少し時間残しますが、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い質疑をさせていただきます。

まず1点目、議案第74号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）から1点お聞きいたします。

小・中学校等における手洗い場などの水栓改善について伺います。この補正の内容についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回の小・中学校の水栓改善につきましては、手洗い場などの水栓におきまして、握ってハンドルを回すいわゆる横水栓と言われるタイプのものを、グータッチでありますとか、肘を使って回すことができるロングレバータイプへの取替えを行うものでございます。これによりまして、手洗い場の水栓において、直接手を触れるレバーへの接触機会を減少することで、新型コロナウイルス感染症の対策につながるものと考えているところでございます。個数といたしましては、約2,390か所ほど、小・中合わせてでございますが、レバーを取り替える予定でございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

幼稚園、保育所等ということで今回計上しております園内の水道水栓のセンサー化につきましては、公立保育所8園、認定こども園1園及び幼稚園4園の計13園のセンサー化に要する費用でござ

ざいます。具体的な設置の概要としましては、園内の保育室やトイレ、園舎外の洗い場などにおいて、複数の水栓のうち一、二か所程度を目安に設置し、蛇口に触れずに手洗いができるようにするもので、保育所8園で約80か所、認定こども園1園で約20か所、幼稚園4園で約50か所、合計で150か所程度を想定しております。

先ほど小学校がレバー式ということで変更するというをお話しされましたが、園がセンサー化を行う理由としましては、園児が利用するに当たり、レバー式の水栓を肘等で操作することは現実的には難しいため、結局は手で直接操作することとなってまいりますので、感染予防の効果はなかなか園児のほうで期待できないということから、必要に応じてセンサー式を使用できるような部分的な改修を行うこととしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

感染予防ということを考えるときに、手がウイルスを媒介するので手をきれいにするということは分かるんですけども、小・中学校のレバー式、レバーを握って回しておっちは意味がなくなるわけで、要するにたくさんの方が触るからそこをきれいに保ちたいということで替えていただくんでしょうけれども、本当に感染予防という効果を達成するためにはかなりの努力が必要ではないかなと思うんですけど、そのところはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、レバーを握らないで操作をするという指導が必要だと考えております。ただ、これは単に操作の方法ということだけではなくて、多くの方が手を触れる場所に対しての意識づけというものを軸に、感染症に対する知識や予防に必要な習慣の指導を重ねてまいりたいと存じます。このような手洗い、うがいの励行など、日常的な感染予防や毎日の生活において留意するという意識醸成がこれからのウイズコロナの時代には大切であると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

しっかりと教育をしていただくと、これを機会に感染予防という教育も改めてしていただくということと伺いました。

次に、カランだけ美しくても手を本当に上手に洗えるかどうかということも含めまして、あと洗った手をどのように拭き取るかということで、感染予防の効果は全然違ってまいります。私、以前にも質問しましたがけれども、本当に子供たちの力で清潔な拭き取るためのハンカチを複数枚用意するということが可能なかどうか非常に疑問でございます。そこについて、感染予防を達成するために、洗った後、拭き取るということに対してどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

手洗い後の手拭きにつきましては、自宅から持参いたしましたハンカチ、それからまた学校配備のペーパータオルなどで行うように適切な指導を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この予算をかけてしっかりと水栓を整えてもらった後、拭き取ることについてもペーパータオルが配置されているということで確認させてもらってよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

ペーパータオルにつきましては、全ての手洗い場に配備しておるわけではございませんので、先ほど申し上げましたように、自宅から持参してきたハンカチなど、そしてそれらと併せてペーパータオルなども使っていただきながら、適切に手を拭いていただくと、そういった指導を重ねてまいります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ウイルスにシつけは通用しませんので、ぜひとも物理的に科学的に感染予防ができるように、せっかくこの補正を使っていたんだんですから、さらに考えていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

議案第76号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）についてでございます。ここから2点お伺いします。

亀山発熱検査外来の創設についてお伺いします。

今現在、地域外来検査センターというものがございます、コロナに対して。これがどのように運営されているのか、まずこの前提としてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

亀山地域外来検査センターは、PCR検査の検査数を増やすために、県からの要請に基づき、亀山医師会と連携し、本年6月に設置をいたしましたものでございます。このセンターにおいては、医療センターの敷地内に設置したテントにおいて、ドライブスルー方式でPCR検査用の検体採取をいたしており、10月末までの実施件数は120件となっております。

なお、このセンターにおける検体の採取方法は、当初は鼻咽頭の拭い液によるものでしたが、感染リスクが軽減できることから、7月13日以降は唾液による検体採取を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

地域外来検査センターの概要についてお伺いし、先ほどの森議員の質問で、これがあるに加えて、これから季節性のインフルエンザが出てくるということから、この新しい発熱検査外来というのを創設するというのを伺いました。

要するに熱が出るというキーワードで個々のクリニックに行くと、もしかしたらコロナということになった場合に、そのクリニックを休んだりとか、消毒したりせんらんとというような侵襲を避けるために亀山市が受けるという意味なのかなと推察をしておるのですが、そういう意味で地域の外来を守るといふことの意味があるということによろしいですか。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

今回の発熱検査外来は、一つは亀山の地域医療を守ると。その中で、市内の開業医におかれましても、一部の開業医においては抗原検査を実施されると聞いておるところもございしますが、全ての機関で実施されるものではございませんので、そのできないところのフォローを医療センターでやっていくというものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この目的、必要性について伺ったところですが、実際、抗原検査を各医院でされているところがあるというのは私も聞きます。なぜならば、自分の医療スタッフが本当にコロナでないのかというのを確認するためにも、安心して医療にかかってもらうためにも抗原検査を取り入れて、自分のクリニックでやっているということも聞いて、増えているとお聞きしています。亀山の中で抗原検査ができる開業医さん、医師会の中で、先ほど雑駁な割合は聞きましたけれども、何件の中何件、あるいはもし分かりましたら、科別に分かったらそれはありがたいですけれども、せめて件数について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

市内の開業医の皆さんの中でどこが抗原検査をやっておるかということについては非公表となっております。開業医の皆さんも、公表をしてもいいかどうかという調査もあるんですけれども、それについては非公表にしてくださいという開業医さんが多いとも聞いておりますので、的確な件数はうちでは把握できないと。でも、およそ3割程度ということは聞き及んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

分かってはいるけど、公表できないということですね。3割しかできないのであれば、亀山市でやる意義があるということはよく認識いたしました。

この新しい外来の運用について、どんなふうに運用されるのかということについてお聞きをした

いと思います。先ほどちょっと言っていたいただきましたが、もう一度、新しいことですので整理をして伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

今回の亀山発熱検査外来の概要でございますが、開設日を11月16日と予定いたしております。指定医療機関以外の市内開業医から依頼される抗原検査等を実施するとともに、医療センターの発熱のある外来患者の対応を行うものと考えております。

その運営ですが、開業医からの依頼につきましては、成人にあつては当日の12時まで、小児にあつては当日の11時30分までの完全予約制で、また運営時間は成人については月曜から金曜日の午後2時から4時まで、小児については火曜日と金曜日の午後1時から2時までといたしております。また、この亀山発熱検査外来で従事する医師につきましては、成人については医療センターの医師となります。小児については亀山医師会を通じて派遣を受ける小児科医といたしたところでございます。

なお、医療センターの発熱のある外来患者の対応を全てこの発熱検査外来で行うことにより、時間、場所、他の患者と区別して診察を行うこととなることから、院内の感染リスクの軽減を図ろうとするものでもございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

コロナにかかっているかどうかということをごきちんとして検査することが大事ですけれども、コロナでなかったという場合に、今回インフルエンザとコロナが同時にはやってくるからこれをつくるといふことですが、じゃあインフルエンザの検査は自分のかかりつけ医でやってきてくださいとお返しになるのか、もうここで発熱ということを受けた以上は両方とも検査をしていただけるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

その判断は、まずは開業医の皆さんによるものだと考えておりますけれども、開業医から2つ検査をしてくれというのであれば医療センターで2つの検査をやらせていただきます。今回の発熱外来では、1回の検体採取でコロナウイルスとインフルエンザウイルスの両方の検査が一度取ればその検体で2つできますから、お願いをされたら医療センターで2つさせていただく予定でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

唾液の検査で1回につき両方できるということをお伺いしました。また、この抗体の検査は、すぐに待っている間に、15分から30分の間にできるとも聞いていますので、熱の出た人をあっちへ行

ったりこっちへ行ったりしなくていいようにぜひとも考えていただきたいなと思います。

この費用の負担についてだけ、最後に伺っておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

少し、先ほど議員が唾液でとおっしゃいましたけれども、今回の抗原検査は唾液ではできないことになっていますので、鼻咽頭の拭い液という形で、鼻に綿棒みたいなものを入れて取るという方法しか検査は認められておりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

患者負担でございますけれども、PCR検査、または抗原検査を実施した場合における患者負担でございますが、PCR検査、または抗原検査そのものにかかる費用につきましては公費負担されるため、患者自身に負担いただく必要はございません。ただし、初診料などのそれ以外の費用、検体採取料とかいうものでお金が発生してまいります。例えば、抗原検査とインフルエンザの検査を医療センターでかかった場合、3割負担の人、約3,000円前後の費用がかかってくるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次に、オンライン面会の実施について伺いたいと思います。

この補正の内容は先ほど伺いまして、タブレットとWi-Fiをつくるための補正だということで理解いたしました。予約で、1日に決まったときに4家族ということで、それも理解いたしましたが、オンライン面会の実施、今回この議会を通りましたら、どういうスケジュールでいつから利用できるようになるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

オンライン面会の実施時期でございますが、これからの年末年始に向けましてオンライン面会の利用が増えることが見込まれることから、まず院内のWi-Fi環境整備及びタブレット端末の備品購入につきまして、このたびの補正予算をお認めいただきましたら、議決後、速やかにその準備に取りかかることといたしまして、遅くとも年内には実施できるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

先ほどの森議員の答弁の中で、県外の方など、病院にお越しになれない方もタブレットを使って面会をしていただけるように今後考えていきたいというご答弁がありました。県外というよりも、市内でも行けない方もあるし、かえって病院に出かけるというリスクを負うよりも自宅からという方も今後ニーズが出てくるのではないかと思うんですけれども、そこら辺を考えていくのかということと、あとは今の何回とかいう制限ですね、今後の人数とか様子を見て増やしていくようなこと

を考慮しておられるのかということ、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

まずは、オンライン面会については、病院内の運用としてスタートさせていただくことを計画しています。完全予約制で、面会については1日4件という予定でスタートはさせていただきますが、スタートした後に、1日4件の回数を増やすであるとか、面会時間を増やすであるとか、あるいは最終的には森議員にもご答弁申し上げましたけれども、院外だけでなく、ご自宅と病院内での本来のオンライン面会の運用について検討はしてまいりますが、それに携わる病院の従事者とか、オンライン面会への補助というような役割もございますので、そこら辺も十分踏まえながら前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

携わる人の話が出ましたので、今回、わざわざそのために人は増やさないとはいえますけれども、どういう方が担当してこれをしていただくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

まず、1階のご家族に対するタブレットの使用方法とか案内につきましては、事務職員であったり医療事務の職員が担当することといたします。2階の病院に入院されてみえる患者さんにつきましては、看護師であったり看護助手等の職員が対応する予定で進めております。

○9番（福沢美由紀君登壇）

結構です。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第74号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について、ちょっとお聞きしたいと思います。

前に3名の方がいろいろな形で質問されていますけれども、私は手洗い所の水栓のことについてお聞きしたいんですけれども、いろいろ話を聞いていますと、この設置する目的は、感染症に対して子供たちの意識醸成を向上するためというのが目的であるということで、それで間違いないですか、設置する目的は。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この趣旨といたしましては、レバータイプに取り替えるということにより、まずレバーに直接手を触れるという機会を少なくすることで感染症対策につなげ、そしてまたそういった多くの方が手を触れる場所に対しての意識づけを図っていくということが目的でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かにいい発想やと思う。これは誰の発想ですか、まず。誰がこれをまず考えられたのか、それをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この件につきましては、私のほうから発案させていただき、教育長の了解の下、教育総務課に学校における水栓の実態調査や積算等を行い、その上で予算計上するように指示を行ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

亀山部長がご発案されて、こういうようなことをやっていこうやないかということで教育長と市長に相談したと。そこに保育園も幼稚園も認定こども園も入ってくるんですけども、ちょっと教育長、市長にお伺いしたいんですけどもどっちでも、まあ市長でよろしいわ。今回1,940万で中学校及び幼稚園に、小・中学校は2,390か所、幼稚園、認定こども園、保育園には150か所と、公立施設に設置するというので亀山君が提案された。次に、市長として、市内には私立の幼稚園、保育園、認定こども園がありますわな。そして、強いて言えば、もう一つ踏み込んでいけば、放課後児童クラブ、もう一つ踏み込めば、亀山高等学校、徳風学園という学校、子供たちの施設がある。それに対する亀山君の提案はすばらしいことだと思うんですけども、それに対してほかにもあるやないかという発想はなかったんですかな、市長。そうすると、私立の施設は亀山の子供たちもたくさん行ってみえると思う、市内のね。それはやっぱり亀山市としてその子供たちを守るためには、公立の子供はこれで感染症対策の意識向上を図るんやと思うけれども、なぜ私立の幼稚園、保育園は市内に、私が調べたのが間違っていたらあれですけども、私立は認定こども園が1つ、保育所が4か所、幼稚園が1か所、小規模保育事業所が2か所あります。その子らはこれは除外なんですよね。そのことは、やっぱりこのような緊急政策パッケージをやられるのやったら、当然それを念頭に上げるのが、それを指示するのが市長の役目やないかと私は思うけれども、そういうようなことはお考えにならんだんか。また、教育長もそういうような助言ができやんだんか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

○教育長（服部 裕君登壇）

小・中学校のレバー式につきましては、放課後児童クラブや私立幼稚園等をどうするかにつつま

しては、市内の子供たちの居場所であることは十分に認識しているところでございます。しかしながら、それぞれの施設管理者によって感染症対策に取り組まれる中、施設の状況に応じて対応していただくものと考えております。

したがって、教育委員会といたしましては、小・中学校における水栓改善を考えたものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今回の補正予算、教育委員会が答弁をいたしておりますけれども、例えば亀山市のP連、あるいは民生・児童委員の皆様から、感染予防対策として最優先のニーズがあるという認識を教育委員会、市当局にも聞かせていただいてきた案件でございます。その中で対応を積み上げてきたということでご理解いただきたいと思っております。また、民間の施設等につきましては、これもご案内のように、今教育長も答弁されましたが、水道の水栓につきましては、固有施設の整備ということでございますので、センサー化にせよレバー化にせよ、他の用途への活用状況等も踏まえまして、各施設の管理者で検討いただくべきものというふうに考えております。

一方で、放課後児童クラブにつきましては、各施設の状況でございますけれども、既にレバー化、あるいはセンサー化されているところもございまして、水栓の箇所自体も限定的な状況でございます。そうしたことから、保育所等と同様、基本的には施設管理者において設置の必要性を検討いただいてまいっておるというふうに認識をいたしております。また、これもご案内のように、いずれの施設につきましても、こうした水栓のいわゆる改修につきましては、ちょうどこの春から補正予算等々、6月、9月議会等で計上もいたしてまいりました新型コロナウイルス対策の補助金と国費補助等々を議決いただいております。今、数字をお示しいただきまして、各園にもそれぞれ100万円の国庫補助が行っておりますので、この新型コロナウイルス対策の補助金等においても当然活用可能な内容となっておりますので、最終的にはその活用を含めた施設の判断というふうに考えさせていただいております。

さらに、これは議員の皆様、あるいは特別職の夏・冬の期末手当を原資としまして、これは公設、民設ともに21園の放課後児童クラブに大変お世話になりましたが、各園14万円の単独補助が行っておりますので、それぞれのそういう補助金等を活用して、また民間の施設等々の優先順位とかご判断においてしっかり対応をいただいておりますというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それはいろんな形をしておるから、ほかの施設はそれぞれ考えてくれというのやなしに、やっぱり亀山の子らを守るためのこれは緊急政策パッケージですよ、コロナ対策だから。だから、当然それは私立であろうが高校生でもあれ、やっぱり市内にある子供たちの寄る場所の施設は市がやって、そして予算化すべきやと。公立だけやっておってはあかんと思っております。もう時間がないもんで。やっぱりそういうような指示を出していないと私は思うんですよ。例えば100万円とかそんなことを言いましたけど、今答弁で。あれは別の枠の100万円ですよ。管理者がそれぞれ決めたらいい

ことやと、それなら当然その仕様書や資料を出してください。聞くところによると、レバー式が1基4,180円、それからセンサー式が1基5万5,000円ということを知っていました。確かに高額なものですから、額も高いですから、そういうようなことをちゃんと考えた上で、公立といえど私立といえど、やっぱり亀山市内の子供たちを守ると。亀山市の皆さんのご努力によって、8月6日に1例目が出て、今5人で収まっておるんですけども、やっぱり行政が一丸になって守っていくのが行政やと私は思っております、こればっかやっってもあきませんので。

次に、10款のサーモグラフィーについて。

答弁によりますと、中学校区に各1台と、それを使い回すと。亀山中学校区、小学校6校、幼稚園2園、保育所が5園、13か所ある。中部中学校区、小学校が3校、幼稚園が2園、それから保育所が2園、7か所あります。関中学校区、小学校が2校、それから認定こども園アスレが1と、それから加太保育園が1と4施設。これ、どのような形で使い回しますのや。さっきの関中は4、中部中は7、亀中は13、それでこの予算の説明書の中で、サーモグラフィー機器の整備117万円、市単独、各種行事等における来訪者の中から発熱兆候者を迅速かつ的確に感知するための機器を購入すると。

そうすると、みんなそれぞれ質問されたけど、教育長の答弁を聞きたい。卒業式、入学式、確かに中学校は1台ずつあると、それぞれ中学校に1つある。小学校、これはどうやって使い回しするのやな。そうでしょう。幼稚園、これもどうやってするのやな。保育園、これもどうやってするのやな、使い回しを、3台しかないものを。ちなみに、単純計算で今35万円と言いました。そうすると、35万円を、全部足したら24になるんですよ。そうすると840万、900万ぐらいあったら、全施設に設置が可能なんですよ。確かに冒頭、副市長から細部の説明でどこわか国体の予算が加わって7,600万ぐらい減額になったということで、金的には別に十分あるのやで。何でこれは中学校区の3区に含めて、それを使い回すという考え方は誰が考えたんですか。900万のお金があったら、あと800万を乗せたら、今言うた公立施設に全部設置することができるんですよ。そのような考え方ができやんだんか、教育長、もう一度悪いけど。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

今回のサーモグラフィー機器につきましては、日常的な健康状態把握のためのものではございません。特別な不特定多数と思われるイベント等において対応するものでございます。したがって、卒業式等については、非接触型体温計を活用いたしますし、保護者の健康状態の観察カードも提出してもらいます。したがって、卒業式は限定された人ということの捉えをしております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、卒業式、入学式は別のものやと。そうすると、諸行事というのはどんな行事がありますのやな、そうでしょう。

○議長（小坂直親君）

教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校行事で申しますと、今日も西小学校で運動会が行われておりますが、6年生の保護者というふうに限定をしております。そういった限定の幅を広げることによって、サーモグラフィーの活用の意義が、より来校者を増やすことができると考えます。また、学校では、農芸祭とか、地域のお祭り、文化祭、敬老会の集いとか、そういったことも学校で行われます。したがって、幅広くそういったイベントについて生かされるものだと思います。また、来年1月に成人式を予定しておりますが、そういったときには3台のサーモグラフィーを文化会館でも活用しようと考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、今申し上げたバランス、関中1台、中部中1台、亀中1台、このバランスで、例えば使い回しするのがあるよと。そうやけど、この数のバランスで、例えば関中の4を母数としたら、亀山中学校区には3台から4台設置しておくことを考えれば何ぼでも……。例えば、中部中学校区は2台、トータルで4台で、7台あったらどうにでもできるんです。そうやけど、私が言うのは、何で今言うた中学校から全部寄せると27台やな。何でそこへ、私はおかしいと思う、そんなことは。そうすると、これはコロナが終息するまでは、入学式も卒業式ももう固定の参加にしてしまうのかな。その終息の基準は何やねん。

それで、水栓の蛇口を替えるのも、感染症対策として子供に対する意識を高めるという考え方でこれをやるんでしょ、1,940万かけて。そんなんやったら、当然、小学校や中学校では日常はちゃんと家で測って、何やらデータを出しておるらしいですけども、そのデータの管理はどのような形でやっておるの。各学校でどういうふうな指示を出して、きちっと出しておると思うけれども。

やっぱり意識を高めるためには、玄関へ設置しておいて、校長先生なり教頭先生が玄関で朝、子供たちを迎えて、おはようを言いがてら、測りなよと言うのが意識向上のためのあれやと私は思う。何でこんな中学校区で1台という考えになったのか、何で全小学校、幼稚園、保育園に設置するという思いができやんだか、そういうような予算計上ができなかったのか。中学校区に限定した意味が分からんの、私、答弁を聞いておると。

どうかな、市長、そんなこと指示できやんかな、あんだ。中学校区に限定していいと思っておるの。今言いましたやろう、亀山中学校区には13施設、中学校を入れたら14施設あるんですよ。中部中学校には中学校を入れたら8施設あるんですよ。関中には5施設あるんですよ。何で全部に設置するという意識が持てんだんかな。何で中学校3台にしたんや、それでいいと思っておるのかな。こんなパフォーマンスではあかんにコロナ対策は、やりましたよという。そんなことでやりましたよではあかんのや。やっぱりやるんやったら徹底的にやらなあかんのや、物事というのは。それが一つの行政なんや。3台を決定したときに、市長はそれでいいと思うたんかな、そのあれだけ聞かせて。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども教育委員会が答弁をしておりますけれども、別にパフォーマンスということではなくて、私どもは今回サーモグラフィ機器の配備の考え方については、まずは児童・生徒の安全性を最優先に学校施設へ導入をするという判断をさせていただきました。また、新型コロナウイルス等々の対応ということでは、今日までにも議会でも様々なお認めをいただいてきて、当然意識の問題もありますから、徹底した教育的な指導とか、その環境を整えるという手当を積み上げてまいりました。非接触型の体温計の配備もその一つでございますし、卓上シールド等々、これもそうですし、少し部長が答弁いたしました意識が非常に、その認識ということが大切になってまいりますので、そういうことに対する徹底した指導も日常的に、家庭とも連携しながら積み上げてきておるところであります。

それに加えて、今回、数十万円から数百万円という金額の幅はありますけれども、私どもとしては、それらを補完し、さらに一定の効果を求めるために、今回3台と。それは、使い方につきましても先ほど答弁いたしておりますけれども、工夫をしながら、常に各校、各園にそれを全て配置する、27校・園と今言われましたけれども、ではなくて、状況に応じて、それを流用しながら、工夫しながら回していくという考え方で今回予算を計上したところであります。今後、これは様々な局面があるかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等、この変化をしっかりと勘案しながら、他の対応というのはあるかというふうにも思いますが、しっかりそれを見極めて対応していくという考え方でございます。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第74号から議案第76号まで及び報告第17号の4件についての質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第74号から議案第76号までの3件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第74号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第76号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（小坂直親君）

なお、報告第17号については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

明日12日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 0時01分 散会)

令和2年11月12日

亀山市議会臨時会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和2年11月12日（木）午前10時 開議

- 第 1 議案第74号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について
第 2 議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
第 3 議案第76号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
-

●追加日程

- 第 1 議長の辞職許可
第 2 議長の選挙
第 3 副議長の辞職許可
第 4 副議長の選挙
第 5 閉会中の継続調査について
第 6 鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙
第 7 議案第77号 亀山市監査委員の選任同意について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君

総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	議事調査課長	渡邊靖文
書記	水越いづみ	書記	村主健太郎
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第2号により取り進めます。

それでは、昨日の本会議におきまして予算決算委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第74号から日程第3、議案第76号までの3件を一括議題とします。

予算決算委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第74号	令和2年度亀山市一般会計補正予算(第8号)について	原案可決
議案第75号	令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	

て
議案第76号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について

原案可決
原案可決

令和2年11月11日

予算決算委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

中崎孝彦予算決算委員会委員長。

○7番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

昨日の本会議で当委員会に付託のありました、議案第74号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について、議案第75号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第76号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）についての3議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、一括して質疑に入り審査を行いました。

審査の過程では、議案第74号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について、歳出の民生費、児童福祉費、保育所費、教育費、小学校費、学校管理費、教育費、中学校費、学校管理費、教育費、幼稚園費の修繕料の増額補正について、小・中学校等の約2,500か所ある水栓の取替えに際し、業者選定及び発注はどのように考えているのかとの質疑があり、これについては、緊急コロナ対策としてスピード感も重視する必要があるので、1者を選定するのか、複数業者で対応するのかについては、指名審査会等で検討していく必要があるが、基本的には入札・契約制度に基づき、入札により対応するとの答弁でありました。

次に、入札で1者に決定してしまうと、迅速に対応できる地域の水道事業者が入れなくなるが、どのように考えているのかとの質疑があり、これについては、市内に水道事業者はたくさんあるので道路舗装では地域担当を決めたりする方法もあることから、事前に入札の方法を決め、スピード感を重視して対応するとの答弁でありました。

次に、教育費、中学校費、学校管理費、備品購入費の増額補正について、サーモグラフィー機器の購入時期と想定している使用頻度に関する質疑があり、これについては議決の後、速やかに発注する。また、学校の規模や行事の時期により差はあるが、月一、二回程度の使用を想定しているとの答弁でありました。

次に、今後、地域の方が参加する運動会等では、サーモグラフィーの設置が必須になるのかとの質疑があり、これについては、規模や行事の内容によっては必ず使わなければならないものではなく、基本的に運用は学校で進めていくとの答弁でありました。

次に、議案第76号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について、収益的支出、病院事業費用、医業費用の材料費及び経費、資本的支出、建設改良費の建設費及び固定資産購入費の増額補正について、亀山発熱検査外来の小児が週2日、1時間ずつで市民が必要とする検査体制であると認識しているのかとの質疑があり、これについては市内開業医もあることから、まずは週2日を進め、状況を見て医師会と協議していくとの答弁でありました。

次に、患者と家族の両方が情報機器を持っていればオンライン面会は自由にできるが、現在の院内の情報機器の使用状況について質疑があり、これについては、病室での携帯電話等の使用は禁止しており、定められた場所での使用をお願いしているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、議案第74号、議案第75号及び議案第76号の3議案については討論はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

予算決算委員会委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第74号から議案第76号までの3件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第74号から議案第76号までの3件について起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、議案第74号から議案第76号までの3件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第74号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第8号）について

議案第75号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第76号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）については、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○副議長（新 秀隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、私が議長の職務を行います。

ただいま、議長の小坂直親議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（新 秀隆君）

ご異議なしと認めます。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（井分信次君） 「辞職願朗読」

○副議長（新 秀隆君）

お諮りします。

小坂直親議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（新 秀隆君）

ご異議なしと認めます。

小坂直親議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（新 秀隆君）

ご異議なしと認めます。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（新 秀隆君）

ただいまの出席議員数は18人です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長(新 秀隆君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(新 秀隆君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○副議長(新 秀隆君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長(井分信次君)

1 番 草 川 卓 也 議員

2 番 中 島 雅 代 議員

3 番 森 英 之 議員

4 番 今 岡 翔 平 議員

6 番 尾 崎 邦 洋 議員

7 番 中 崎 孝 彦 議員

8 番 豊 田 恵 理 議員

9 番 福 沢 美由紀 議員

10 番 森 美和子 議員

11 番 鈴 木 達 夫 議員

12 番 岡 本 公 秀 議員

13 番 伊 藤 彦太郎 議員

14 番 前 田 耕 一 議員

15 番 前 田 稔 議員

16 番 服 部 孝 規 議員

17 番 小 坂 直 親 議員

18 番 櫻 井 清 蔵 議員

5 番 新 秀 隆 議員

○副議長(新 秀隆君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（新 秀隆君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（新 秀隆君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1番 草川 卓也 議員及び

9番 福沢 美由紀 議員

を指名します。

両議員の立会いをお願いします。

（開 票）

○副議長（新 秀隆君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票17票、無効投票1票、有効投票中、中崎孝彦議員11票、鈴木達夫議員6票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、中崎孝彦議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中崎孝彦議員が議場におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

7番 中崎孝彦議員、ご挨拶をお願いします。

○7番（中崎孝彦君登壇）

先ほどの議長選挙におきまして皆様のご支援により、議長に当選をさせていただくことが決まりました。皆様のご支援に厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。この議長の重責に身の引き締まる思いを、今まさに感じておるところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染の終息が全く見通せない、このコロナ禍の下、当たり前だった日常が奪われ、生活様式が大きく変わり、市政にも大きな影響が出てきております。また、各地区では、イベント等の開催が中止、延期になり、コミュニティ活動にも大きな影響が出ているところでもございます。このような状況の中、市民生活を守るために行政と緊密に連携して一致団結してこの難局を乗り越えるために皆さんとともに全力で取り組んでいく所存でございます。

また、議会運営については円滑な議会運営に努めるとともに、活力ある議会を目指し、全身全霊を傾けて議会運営に当たっていく所存でございます。

どうぞ、今後も皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

○副議長（新 秀隆君）

議長と交代させていただきます。

議長、議長席をお願いします。

(議長交代)

○議長(中崎孝彦君)

暫時休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○議長(中崎孝彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の新 秀隆議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長(井分信次君) 「辞職願朗読」

○議長(中崎孝彦君)

お諮りします。

新 秀隆議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

新 秀隆議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(中崎孝彦君)

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（中崎孝彦君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○議長（中崎孝彦君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○事務局長（井分信次君）

1 番 草 川 卓 也 議員

2 番 中 島 雅 代 議員

3 番 森 英 之 議員

4 番 今 岡 翔 平 議員

5 番 新 秀 隆 議員

6 番 尾 崎 邦 洋 議員

8 番 豊 田 恵 理 議員

9 番 福 沢 美由紀 議員

10 番 森 美和子 議員

11 番 鈴 木 達 夫 議員

12 番 岡 本 公 秀 議員

13 番 伊 藤 彦太郎 議員

14 番 前 田 耕 一 議員

15 番 前 田 稔 議員

16 番 服 部 孝 規 議員

17 番 小 坂 直 親 議員

18 番 櫻 井 清 蔵 議員

7 番 中 崎 孝 彦 議員

○議長（中崎孝彦君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（中崎孝彦君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1番 草川 卓也 議員及び

9番 福沢 美由紀 議員

を指名します。

両議員の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（中崎孝彦君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票14票、無効投票4票、有効投票中、尾崎邦洋議員14票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、尾崎邦洋議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました尾崎邦洋議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

6番 尾崎邦洋議員、ご挨拶をお願いします。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ただいま皆様のご推挙により、副議長に当選させていただきました尾崎でございます。

もとより微力ではございますが、議員各位のご指導とご協力を仰ぎ、議長の補佐役として円滑な議会運営と市政発展のために全力を尽くす所存であります。

市の財政状況は、今後ますます厳しくなり、また、新型コロナウイルス感染症も全国的にまだまだ拡大の一途をたどり、先行きが不透明で経済も市民生活も苦しい状況下にあります。このような中であって議会と執行部はお互いに協力し合い、市民にとってよりよい市政実現のために努力しなければなりません。つきましては議長を支え、円滑な議会運営と市政のチェック機能の強化、さらには議会改革にと精いっぱい努めてまいりたいと存じます。

どうか議員各位、また市長をはじめ、執行部の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、当選に当たってお礼のご挨拶とさせていただきます。今後1年間、よろしく願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

暫時休憩します。

（午前11時12分 休憩）

(午後 1時50分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名しました。

また、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。各委員会の委員及び委員長、副委員長については、お手元に配付いたしました文書※本頁、次頁掲載のとおりでございますので、ご覧おきください。

※ 常任委員会委員名簿

	総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
委員長	15番	前田 稔	10番	森 美和子	13番	伊藤 彦太郎
副委員長	9番	福沢 美由紀	2番	中島 雅代	1番	草川 卓也
委員	5番	新 秀 隆	3番	森 英 之	4番	今岡 翔平
	6番	尾崎 邦洋	12番	岡本 公秀	8番	豊田 恵理
	14番	前田 耕一	16番	服部 孝規	11番	鈴木 達夫
	17番	小坂 直親	18番	櫻井 清蔵		

※ 予算決算委員会委員名簿

	議席	氏名
委員長	5番	新 秀 隆
副委員長	3番	森 英 之
委員	1番	草川 卓也
	2番	中島 雅代
	4番	今岡 翔平
	6番	尾崎 邦洋
	8番	豊田 恵理
	9番	福沢 美由紀
	10番	森 美和子
	11番	鈴木 達夫

	12番	岡本公秀
	13番	伊藤彦太郎
	14番	前田耕一
	15番	前田稔
	16番	服部孝規
	17番	小坂直親
	18番	櫻井清蔵

※ 議会運営委員会委員名簿

	議席	氏名
委員長	12番	岡本公秀
副委員長	13番	伊藤彦太郎
委員	2番	中島雅代
	3番	森英之
	10番	森美和子
	14番	前田耕一
	16番	服部孝規

○議長（中崎孝彦君）

次に、亀山駅周辺整備事業特別委員会委員の辞任及び選任について、先ほど私、中崎孝彦は委員の辞任願を提出し、亀山市議会委員会条例第14条の規定に基づき、議長においてこれを許可しました。後任には、亀山市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において、12番 岡本公秀議員を指名しましたのでご報告いたします。

次に、お諮りします。

議会運営委員会の委員長より、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるよう、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 ・ 議会運営に関する事項
 ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 ・ 議長の諮問に関する事項
2. 理 由 議会運営等に関し調査・研究するため
3. 調査期間 委員の任期中

令和2年11月12日

議会運営委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

続いてお諮りします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 1時53分 休憩）

（午後 2時34分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の森 英之議員、今岡翔平議員から辞職願が提出され、議員2名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、この鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

鈴鹿亀山地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

議長において指名することに決定しました。

本広域連合議会議員に、

1番 草川 卓也 議員

2番 中島 雅代 議員

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました1番 草川卓也議員、2番 中島雅代議員を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました1番 草川卓也議員、2番 中島雅代議員が鈴鹿亀山地区広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました1番 草川卓也議員、2番中島雅代議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

次に、ただいま市長から追加議案として、議案第77号亀山市監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りします。

本案を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議案第77号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第77号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、議会の議員のうちから選任する監査委員として、今岡翔平議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

本案は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第77号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第77号について起立により採決を行います。

議案第77号亀山市監査委員の選任同意について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第77号亀山市監査委員の選任同意については、同意することに決定しました。

ただいま同意をされました4番 今岡翔平議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いします。
今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

先ほど、議会選出の監査委員としてご承認をいただきました今岡翔平と申します。

議会の権能の一つといたしまして監査を行ってきておりますが、若輩者ではございますが、一生懸命務めさせていただき、議会のチェック機能を果たしてまいりたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

以上で、本臨時会の議事を全て終了しました。

前議長から発言を求められておりますので、これを許可します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成30年の改選後の臨時会におきまして議員各位のご推挙を賜り、議長の要職に就任させていただいて2年間、議員並びに市長をはじめ、執行部の皆さんの格別なるご支援、ご協力を賜り、ここに無事その任を終えることができました。これもひとえに皆様のおかげと心から感謝を申し上げます。

もとより、浅学非才の身であります。市政進展のため、また円滑な議会運営のため全力を尽くしてまいりましたが、何分にも力及ばずであったと反省しているところであります。この2年間を顧みますと、何と言いましても、市民生活と経済に今なお大きな影響を及ぼしております新型コロナウイルス感染症の世界的な流行・拡大でございます。本年がこのような年になるとは誰もが予想していなかったところです。

市では、緊急政策パッケージを第5弾まで取り組まれ、議会におきましても、新しい生活様式の中での議会運営、議会活動が求められてまいりました。執行部におかれましては、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期していただくようお願いを申し上げます。

さて、私は、議長就任時に政策条例を議員提案により制定することを目標の一つに掲げて取り組んでまいりました。ようやくそのテーマが決まり、その協議に入ろうとしていた矢先に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、議会活動も制限を余儀なくされ、結果として政策条例を提案することができませんでした。誠に申し訳なく思いますとともに残念でなりません。またほかには、旧亀山市と旧関町が合併してから今年で15年が経過しましたが、まだまだ課題も多く、議会として合併による新市まちづくり計画の検証を行う必要があるのではないかと考えております。この後は、議長にこれからの取組を委ねたいと思います。

一方、議会改革につきましては地道ではありますが、一つ一つ改革を積み重ねてきております。今後も引き続き、開かれた議会、市民に信頼される議会となるよう努力していかねばならないと強く思うところであります。さらに、議会基本条例では、亀山市議会議員としての責務を果たしていくために、その原則が掲げられており、市民全体の代表者である議員は、議員としての品位の保持と能力、資質の向上に努めなければなりません。市民からの負託を受け、二元代表制の一翼を担う市議会の役割はますます重要になってきておりますので議会改革も必要であります。まずは

議員自身が議員改革を行うとともに、さらなる自己研さんに努めなければならないと思っております。

最後になりますが、新前副議長には、私の至らないところをいろいろな面で支えていただきました。そして、議員各位の支えがあったからこそ、この2年間、曲がりなりにもその任を全うし得たものと重ねて厚く御礼を申し上げます。どうか皆様方におかれましては、亀山市のさらなる発展のため、一層ご尽力くださいますようお願いいたしますとともに、私も精進いたしますので変わらぬご厚誼を賜りますよう心からお願いを申し上げます、退任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

以上をもちまして議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和2年第2回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。

（午後 2時45分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年11月12日

議 長 中 崎 孝 彦

前 議 長 小 坂 直 親

前副議長 新 秀 隆

6 番 尾 崎 邦 洋

14 番 前 田 耕 一